特別教育に係る関係法令、行政通達

✧　**労働安全衛生法**

第五十九条

（１項、２項　略）

３　事業者は、危険又は有害な業務で、厚生労働省令で定めるものに労働者をつかせるときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行なわなければならない。

✧　**労働安全衛生規則**

第三十六条　法第五十九条第三項の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

（１～３号　略）

四　　（略）低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の充電電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは修理の業務（次号に掲げる業務を除く。）又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務

（４の２号以下　略）

第三十七条　事業者は、法第五十九条第三項の特別の教育（以下「特別教育」という。）の科目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該科目についての特別教育を省略することができる。

✧　**昭和 47 年 9 月 18 日付け基発第 601 号の１　抜粋**

労働災害防止団体等が本条（注：労働安全衛生規則第 36 条）に掲げる業務について、第 39 条その他の省令で定める要件を満す講習を行なつた場合で、同講習を受講したことが明らかな者については、第 37 条に該当する者として取り扱って差しつかえないものであること。